

京情審答申第108号  
平成27年8月6日

京都府教育委員会  
教育長 小田垣 勉 様

京都府情報公開審査会  
会長 山本 克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する  
決定について（答申）

平成26年6月12日付け6教職第491号で諮問のあった事案について、次の  
とおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成25年11月12日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 平成25年11月26日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、平成26年1月10日、条例第10条第1項及び第2項の規定により別紙2の公文書非公開（不存在）決定処分、別紙3の番号1から16までの公文書公開決定処分及び別紙3の番号17から24までの公文書部分公開決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書（不存在等）、公文書公開決定通知書及び公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成26年3月18日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記のうち、別紙2の処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成26年6月12日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 教員採用選考試験について

教員の採用は、憲法の理念にのっとり、子どもの発達を保障する専門的力量及び資質を有する志願者を選考し、確保する行為である。教員の採用について、保護者及び府民が「どのような教育力量を持った人物を採用してほしいか」の意見を述べ、関与していく道筋が必要である。

教員の採用は、一般公務員の競争試験とは区別され、選考によって行われている。選考とは一定の基準と手続の下に、志願者の職務遂行能力を測定するものである。

選考に当たっては、平等取扱いの原則、恣意的採用の禁止、雇用の安定及び身分保障並びに公正、明朗及び適切な選考及び採用の実施の原則が遵守されなければならない。

また、国の教育職員養成審議会も、その第三次答申において「試験問題や選考基準の公表は、採用選考の透明性を高めるだけでなく、(中略)教員養成の充実の上でも大きな意義を持つ」と提言している。

## 2 本件処分について

- (1) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験の「まとめ・評価・反省」に関する文書(「面接官の持込み資料」及び「面接官ごとの評価傾向の分析」に関する情報を含む。以下「まとめ・評価・反省等に関する文書」という。)について

受験者にとっては一生に関わる重大事であり、教育行政にとっても大きな仕事である採用選考の会議に提出される資料の基となる面接の発問や面接官の評価傾向等が全く検証されていないとは信じ難い。

また、府民の期待と信頼に応え、公正及び適正に実施されるべき採用選考について、「まとめ・評価・反省」が全く行われておらず、また、面接官に対して「近畿二府四県教育委員会教育長 申し合わせ事項」等面接の在り方に関する方針及び基準を示しているのに、そこからの逸脱がないか等の検証が行われていないとは信じ難い。

面接官の持込み資料については、「配布資料以外は持ち込まない」とこととされているが、これを徹底するためには口頭指示だけでなく、文書が作成されていると考えるのが妥当である。

実施機関の担当が全ての面接会場に入っていない中で、面接委員が思ったことや感じたこと及び運営についてのコメントは全くなかったのか、もしあったとしたら、その意見やコメントをどのように集約し、どのように次の試験に反映するための材料にしているのか、そしてこれらが本当に口頭のみで行われているのか疑問である。

翌年度の採用計画を立てる打合わせは、実施機関が公的な業務として行う会議であり、記録として残してしかるべきである。あくまで不存在と主張するのであれば、文書を作成しない理由を明らかにすべきである。事業の評価を行うため、更なる改善を図るために作成することが適切である。

翌年に、口頭のみという不確実な報告で引き継がれているとしたら、それは府民や保護者の不安や不審を招くのではないか。

面接が計画どおり円滑に進んだのかどうかの事実確認を思うし、次年度以降、よりよく面接を実行する上で、どういう点の改善が必要か等の振り返りは、一般的に行われるものと考えらる。

- (2) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験に関する受験者、一次名簿登載者及び二次名簿登載者の人数に関する男女別・年齢別統計について

教員採用試験の結果を分析する資料としてそのような文書が全く作成されていないとは信じ難い。

計画的な教員採用を行うため、特に名簿登載者の男女別・年齢別の統計データに基づく分析が行われていないとは考えられない。計画的な教員採用を行うためには年齢別の統計データに基づく分析も必要であり、実際に行われていると思う。そのような精査をしなくては、次年度以降の採用計画、採用数、年齢制限等を正確に定めることができないはずである。

平成26年6月25日に「よりよい教員採用を求める会」が実施機関に提出した要望書が、平成26年7月25日付けの京都府教育委員会の議事録（以下「平成26年7月議事録」という。）に掲載されている。それによると、京都府教育委員会教職員課長は、平成26年度採用者に占める講師経験者特例での免除の適用を受けた名簿登載者数は、全体の20.0パーセントとなっており、また、試験免除に限らず教職経験がある名簿登載者数は、全体の62.5パーセントとなっている旨の報告をしている。

そこではパーセント数値だけで、その根拠となる基礎統計データ全体が示されているわけではないが、異議申立人が求めている内容を含む受験者、一次名簿登載者及び二次名簿登載者の人数に関する男女別・年齢別統計も存在するものと推定せざるを得ない。

- (3) 今後の臨時・非常勤職員の任用数の見通しに関する情報について

児童・生徒数、教員の配置数・年齢構成、新規採用数、「京都式少人数教育」の計画及び臨時・非常勤教職員の任用数に関する見通しも持たずに教育行政が進められているとは信じ難い。

実施機関は、理由説明書において、「臨時・非常勤教職員任用数見通し文書」について、審査会の答申を引用し、「教職員が不足した場合に臨時で任用するため」云々と述べているが、その説明は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する臨時的任用の任用理由にそぐわない。実態は、何年にもわたって500名前後の臨時的任用が行われ続けており、その裏には、臨時的に任用数に関する一定の方針があるものと推定せざるをえない。

また、総務省の平成21年4月24日付け通知「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」（以下「21年通知」という。）において、臨時・非常勤職員の制度的位置付けを踏まえ、職務の内容や勤務形態等に応じて適切に任用する等要請があったが、総務省の平成26年7月4日付け通知の「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」では、平成26年になっても21年通知の実施が徹底されておらず、臨時・非常勤職員が増加傾向にある旨の報告がされている。実施機関が、21年通知を受けた後、どのように対

応したのか、将来に向けての数値想定といった文書も存在するはずではないか。実施機関の主張する一定数とは、どういう数字を指しているのか、またその根拠はどこにあるのかに関する文書を公開されたい。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 まとめ・評価・反省等に関する文書について

翌年度の採用計画を立てる際に前年度の試験の評価及び反省について話し合うが、その打合せの記録は残していない。また、翌年度の採用計画は、試験を実施した同じ年度に同じ担当者が検討することになるため、翌年に申し送ることはない。したがって、文書は作成していない。

面接官の持込み資料についても、面接官に対する説明会及び当日の打合わせで配付資料以外を持ち込まないように口頭で徹底を図っているので、確実に徹底できていると考えている。

面接官ごとの評価傾向の分析に関しては、既に異議申立人に公開をしている面接技法説明資料及び面接実施要領に基づき、面接方法、評価方法並びに評価の観点及び基準を面接官が共通理解した上で行っているため、行っていない。

また、面接試験は、複数の面接官によって行っていることから、面接試験は適正に行われているものと考えている。

さらに、同じ受験者を全ての面接官が評価するわけではなく、受験者の質も一定ではない。よって分析することは、難しいものと考えている。面接については、多様な観点から人物評価をするため、行政職員、教員、保護者、カウンセラー、企業の人事担当者等による複数の面接官で試験を実施しているため、面接官の評価傾向を分析することは技術的にも難しいし、分析したとしても意味のあることとは思っていないため、行っていない。

### 2 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験に関する受験者、一次名簿登載者及び二次名簿登載者の人数に関する男女別・年齢別統計について

名簿登載者等の各種統計については、年齢層や男女比で分析したとしても、試験そのものが男女及び年齢に関係なく、同じ基準で一斉に行うものであるため、全く意味のないものである。分析の結果により、男性を多く合格させたり、女性を多く合格させたりすることは、公正公平の観点から外れてしまう。よって、そもそも作成する必要はなく、作成しても反映させることがないことから、文書の作成はしていない。

### 3 今後の臨時・非常勤職員の任用数の見通しに関する情報について

異議申立人は、何年にもわたって500名前後の臨時的任用が行われ続けており、臨時的任用数に関する一定の方針があるものと推定せざるを得ないと主張するが、臨時的任用職員や非常勤講師は、本務者の採用の結果教職員が不足した場合に任用するものであり、見通しに関する文書は存在しないものである。

基本的に教育委員会として、できる限り本務者の採用に努めているところで、議会等においてもそのように答弁をしているところである。ただ、一方で、再任用や定年延長があり、また、教員は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）に基づいてその範囲内で配置をしている。年度ごとに教員が加配されていることから、そこを本務者で埋めてしまうと、翌年度に過員状態になるおそれもある。臨時的任用職員や非常勤講師は、一定数は必要とは思っているものの、あらかじめ何人程度にするといったことを決めることはできないので、異議申立人が主張するような文書を作成することはできず、そのような公文書は存在しない。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 対象文書について

異議申立人が公開を求めているものは、まとめ・評価・反省等に関する文書、平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験に関する受験者、一次名簿登載者及び二次名簿登載者の人数に関する男女別・年齢別統計に関する文書並びに臨時・非常勤教職員の任用数の見通しに関する文書である。

### 2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、公開請求内容に該当する公文書の検索が不十分である旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

#### (1) まとめ・評価・反省等に関する文書について

異議申立人は、まとめ・評価・反省等に関する文書として、平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験のまとめ・評価・反省に関する文書等を挙げているので、これらの文書について、以下個別に判断する。

##### ア まとめ・評価・反省に関する文書について

異議申立人は、採用選考の会議に提出される資料の基となる面

接の発問が全く検証されていないこと、採用選考につき「まとめ・評価・反省」が全く行われていないこと及び「近畿二府四県教育委員会教育長 申し合わせ事項」等の面接の在り方に関する方針及び基準からの逸脱がないか等の検証が行われていないことについて信じ難いと主張する。

しかし、実施機関に確認したところ、翌年度の採用計画を立てる打合せの際に前年度の試験の評価及び反省についても話し合うが、打合せの記録は残していないとのことであった。また、試験の実施と採用計画の策定は同じ年度に行われるため、翌年度の担当者への申し送り等の文書も作成していないとのことであった。

これらのことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この文書については、不存在であると考えることが相当である。

#### イ 「面接官の持込み資料」について

異議申立人は、面接官の持込み資料の基準に関する文書がなく、それを徹底するためには、口頭指示だけではなく、文書が作成されているはずであると主張する。

しかし、面接官の持込み資料については、面接官に対する説明会で、配布された面接実施要領等の資料以外は面接の際に持ち込まないように口頭で説明しているだけであり、面接官の持込み資料の基準に関する情報についての文書は作成していないという実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この文書については、不存在であると考えることが相当である。

#### ウ 「面接官ごとの評価傾向の分析」に関する情報を含む文書について

異議申立人は、採用選考の資料の基となる面接の発問や面接官の評価傾向等が検証すらされていないとは信じ難いと主張する。

しかし、面接官ごとの評価傾向の分析を行うことは技術的に難しいことから面接官ごとの採点に対する評価は行っていないという実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この文書については、不存在であると考えることが相当である。

- (2) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験に関する受験者、一次名簿登載者及び二次名簿登載者の人数に関する男女別・年齢別統計について

異議申立人は、計画的な教員採用を行うため、名簿登載者等の男女別・年齢別の統計データに基づく分析が行われていないとは考えられないと主張する。

しかし、実施機関に確認したところ、名簿登載者等の各種統計については、年齢層や男女比で分析したとしても、試験そのものが年齢及び男女に関係なく同じ基準で一斉に行うものであり、その分析の結果により、特定の年齢層や男性又は女性を多く合格させたりすることは、公正公平の観点から外れることからそもそも作成する必要はなく、また、作成したところで反映させることもないことから、文書の作成はしていないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この文書については、不存在であると考えることが相当である。

- (3) 今後の臨時・非常勤職員の任用数の見通しに関する情報について

異議申立人は、児童・生徒数、教員の配置数・年齢構成、新規採用数、「京都式少人数教育」の計画、臨時・非常勤教職員の任用数に関する見通しも持たずに教育行政が進められているとは信じ難く、実態として、何年にもわたって500名前後の臨時的任用が行われ続けているので、その裏には、臨時的に任用数に関する一定の方針があるものと推定せざるをえないと主張する。

しかし、当該任用は、教職員が不足した場合に臨時で行われるものであること、また、次年度予算における人件費の積算は、前年度実績によって行われていること等に鑑みると、文書は作成していないという実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この文書については、不存在であると考えることが相当である。

### 3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。



参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 6月12日	諮問書の受理
平成26年 6月25日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年 7月10日	異議申立人の意見書の受理
平成26年11月12日	第1回審査会
平成27年 2月17日	第2回審査会
平成27年 3月13日	第3回審査会
平成27年 6月17日	第4回審査会
平成27年 7月29日	第5回審査会
平成27年 8月 6日	答申

(別紙1)

公文書公開請求に係る請求内容

1 教職員数・教員採用選考試験に関する文書・情報

- (1) 平成25年に文部科学省へ宛てて提出済みの「平成25年度公立義務教育諸学校の教職員定数に関する報告書」及び関連する文書・資料
- (2) 教員採用選考に関して文部科学省が実施した調査に対して京都府教育委員会が行った回答「平成25年度公立学校教員採用選考試験実施方法等について」

2 平成25年実施（平成26年度採用）教員採用選考試験に関する文書・情報

- (1) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験の募集要項に関する起案・決裁文書（年齢制限に関して現在の方針を採る理由に関わる決裁文書を含む）
- (2) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験の全ての試験領域・方法に関する「評価基準」に関する公文書
- (3) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験の免除に関する文書
- (4) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定者会議について
- (5) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務の委嘱について（「作問・採点に関する業務委託」や「近畿各府県との共同作問」に関する文書も含む）
- (6) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験面接委員の委嘱について
- (7) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について（「面接技法説明資料」を含む）
- (8) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験の面接委員の委嘱について（「保護者等を面接委員に加える方式に関する経過・決裁文書」を含む）
- (9) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について（「個人面接試験資料」「集団面接試験資料」、「集団面接を実施する方針の通知・広報に関する情報」も含む。）
- (10) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの実施について
- (11) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における実技試験について
- (12) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験に係る合否判定等について
- (13) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について
- (14) 平成26年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者の決定について（「平成26年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者」を含む。）
- (15) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験の受験者・1次合格者・採用候補者名簿への登載者数を校種・教科・試験区分毎・男女別に整理・分析した文書、もしくは分析を可能にする資料
- (16) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験の「まとめ・評価・反省」に関する文書（「面接官の持ち込み資料」、「面接官毎の評価傾向の分析」に関する情報を含む）
- (17) 公立学校教員採用選考試験結果の簡易開示に関する内規、受審者による利用の実態に関する情報について
- (18) 京都府立学校の寄宿舎指導員・学校図書館司書に関する今後の採用計画について
- (19) 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験を実施するのに要した経費のうち、会場費及び印刷費（試験問題及び実施要綱の印刷費）
- (20) 平成26年度京都府公立学校教員採用試験に関する受験者、一次名簿登載者、二次名簿登載者の人数に関する男女別・年齢別統計

### 3 臨時教職員の配置数に関する文書・情報

- (1) 平成25年度京都府の定数内常勤・代替・非常勤教職員の配置数に関する統計（「市町村費負担（国庫負担対象外）の非常勤講師の目的別人員等内訳」を含む）
- (2) 今後の臨時・非常勤教職員の任用数の見通しに関する情報
- (3) 臨時・非常勤教職員の任用に関して、京都府教育委員会が採っている法的根拠及び実際の任用基準や方法に関する情報
- (4) 地方公務員法22条に基づいて、任命権者が臨時教職員を任用する際に、人事委員会に承認を求めた書類、及び人事委員会が承認をしたことを返した情報

注1. 上記のすべて、個人情報に属する記載事項の公開を求めるものではない。

注2. 上記は、従来の公開文書の標題を参考に記したものである。今年度、京都府教育委員会が実際に作成している文書の標題と一致していない場合もありうるが、情報公開条例の精神に則って文書を確認し、請求人の「知る権利」を十分に満たされたい。

(別紙2)

異議申立ての対象となった処分

番号	特定した公文書	決定内容	該当請求項目
1	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験の「まとめ・評価・反省」に関する文書（「面接官の持ち込み資料」、「面接官毎の評価傾向の分析」に関する情報を含む）	非公開 (不存在)	2-(16)
2	平成26年度京都府公立学校教員採用試験に関する受験者、一次名簿登載者、二次名簿登載者の人数に関する男女別・年齢別統計	非公開 (不存在)	2-(20)
3	今後の臨時・非常勤教職員の任用数の見通しに関する情報	非公開 (不存在)	3-(2)

## 【全部公開】

	請求項目 と番号	公文書の件名
1	1の(1)	平成25年度公立義務教育諸学校の教職員定数等に関する資料
2	1の(2)	平成26年度公立学校教員採用選考試験の実施方法について(回答)
3	2の(1)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験実施要項等の作成について
4	2の(2)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験合否判定基準等の公開について
5	2の(3)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験筆記試験に係る一部試験免除について
6	2の(4) 及び(5)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定者会議について
7	2の(7)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験(寄宿舎指導員採用選考試験を含む)第1次面接試験説明会の実施について
8	2の(9)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験等第2次面接試験面接委員説明会の実施について
9	2の(10)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験教育実践力テスト内容の公開について
10	2の(11)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験実技試験内容の公開について
11	2の(15)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験の結果について
12	2の(17)	公立学校教員採用選考試験結果の簡易開示について 簡易開示報告書(平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験及び第2次試験)
13	2の(18)	寄宿舎指導員の配置状況等について 学校図書館司書採用等状況(府立高校)
14	3の(1)	平成25年度公立義務教育諸学校の教職員定数に関する報告書の別添様式3 平成25年度公立義務教育諸学校の教職員定数等に関する資料の別紙様式1及び資料4
15	3の(3)	講師登録の方法等について
16	3の(4)	臨時的任用届について

【部分公開】

	請求項目 と番号	公文書の件名	公開をしない部分の概要	公開をしない理由 (京都府情報 公開条例第6条の該 当号)
17	1の(1)	平成25年度公立義務教育諸学校の教職員定数に関する報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (参考資料) 標準学級数等に関する学校個別表中要準児童数・割合</li> <li>・ 別紙様式11中小学校の学校番号、学校名及び児童数、中学校の学校番号、学校名及び生徒数、中学校が特定される市町村名</li> </ul>	(第5号) 対象者が小中学生であり、大部分の児童・生徒が在住する地域によって指定された学校に通学していることを考慮すれば、学校別の要準児童生徒数の割合に関する情報は当該地域の経済的・社会的・文化的諸条件に関わることから、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
18	2の(5)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務の委嘱について	<p>(平成24年12月4日付け及び平成25年4月8日付けの起案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱者一覧の問題作成委員のうち学校所属の委嘱者の校種を除く所属学校名</li> <li>・ 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験問題作成委員の学校の問題作成者及び協力者の校種を除く所属学校名</li> </ul> <p>(平成25年4月8日付けの起案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伺い中新規委嘱予定者の校種を除く所属学校名</li> </ul>	(第5号) 試験に関する情報であって、公開することにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
19	2の(6)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験面接委員の委嘱について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験面接委員うちの学校所属の委嘱者の校種を除く所属学校名</li> </ul>	
20	2の(8)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験面接委員の委嘱について	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験面接委員うちの学校所属の委嘱者の校種を除く所属学校名、民間企業・保護者の委嘱者の所属名	
21	2の(12)	平成26年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験に係る合否判定会議について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次試験判定資料(中数学)の合格者の「区分」の欄</li> <li>・ 第1次試験判定資料(中理科)の合格者の「区分」の欄</li> <li>・ 第1次試験判定資料(高国語)の不合格者の「区分」の欄</li> <li>・ 第1次試験判定資料(高理科)の不合格者の「区分」の欄</li> <li>・ 第1次試験判定資料(高英語)の不合格者の「区分」の欄</li> <li>・ 第1次試験判定資料(特支校)の「区分」の欄</li> <li>・ 第1次試験判定資料(спе工業)の「面接1」、「面接2」、「面接合計」、「小論文」、「一般教養」及び「専門」の欄</li> </ul>	(第1号) 個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため

22	2の(13)	平成26年度京都府公立 学校教員採用選考試験第 2次試験の合否判定会議 の開催について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次判定資料【中国語】の合格者の「判定2次」及び不合格者の「小学校実技」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【中社会】の不合格者の「小学校実技」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【中数学】の不合格者の「小学校実技」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【中理科】の合格者の「判定2次」及び「小学校実技」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【中音楽】の「小学校実技」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【中美術】の合格者の「個人面接」、「実践力」、「中・高実技」及び「2次合計」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【中技術】の「小学校実技」の欄並びに不合格者の「個人面接」、「実践力」、「中・高実技」及び「2次合計」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【中家庭】の合格者の「個人面接」、「実践力」、「小学校実技」、「中・高実技」及び「2次合計」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【中英語】の合格者の「小学校実技」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高国語】の「判定2次」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高地歴】の「判定2次」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高数学】の合格者の「判定2次」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高理科】の「判定2次」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高保体男】の「判定2次」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高保体女】の「判定2次」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高音楽】の合格者の「個人面接」、「実践力」、「中・高実技」及び「2次合計」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高家庭】の「判定2次」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高農業】の合格者の「個人面接」、「実践力」、「中・高実技」及び「2次合計」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高工業】の合格者の「個人面接」、「実践力」、「中・高実技」及び「2次合計」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高商業】の合格者の「個人面接」、「実践力」、「中・高実技」及び「2次合計」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高水産】の合格者の「個人面接」、「実践力」、「中・高実技」及び「2次合計」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【高福祉】の不合格者の「個人面接」、「実践力」及び「2次合計」の欄</li> <li>・ 第2次判定資料【спе工業】の不合格者の「個人面接」、「実践力」、及び「2次合計」の欄</li> </ul>	(第1号) 個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため
23	2の(14)	平成26年度京都府公立 学校教員採用候補者名簿 掲載者の決定について	小学校、中国語、中社会、中数学、中理科、中保体、中家庭、中英語、高地歴、高数学、高理科及び特支校の「区分」の欄	

24	2の(19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出（振替）命令書 （【物品】一般印刷【採用試験要項】（9,500部） ・ P Rポスター）</li> <li>・ 支出負担行為兼支出 （振替）命令書（会場 使用料（5/25教員採用 選考試験説明会 i n 名 古屋））</li> <li>・ 支出負担行為兼支出 （振替）命令書（会場 使用料（6/1教員採用 選考試験説明会 i n 大 阪））</li> <li>・ 支出（振替）命令書 （平成26年度京都府公 立学校教員採用選考試 験問題印刷）</li> <li>・ 支出（振替）命令書 （併合）（京都府公立 学校教員採用選考試験 会場借上げ）</li> <li>・ 支出（振替）命令書 （京都府公立学校教員 採用選考試験第二次面 接に係る会場借上げ）</li> </ul>	口座情報	<p>（第3号） 法人等に関する 情報であつて、 公にすること により、当該法 人の競争上の地 位その他正当な 利益を害するお それがあるため</p>
----	--------	---	------	---